

## 取 扱 基 準

名 称	新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金		
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■		
補助金の概要	新潟港の利用拡大を推進するため、新潟港を利用してコンテナ貨物を輸出する事業者に対し、その実績に応じてコンテナ貨物の輸出に要する経費の一部を補助する。		
目 標	数値化■ 非数値化□		
	補助対象となる年間輸出コンテナ数 200TEU (1TEU=20フィートコンテナ1個)		
	<目標が数値でない場合の評価方法>		
補助事業者	<p>港湾空港課へお問い合わせください。</p> <p>※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。</p> <p>事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。</p> <p>その際は直接担当課にお問い合わせください。</p>		
補助対象経費の内 容	コンテナ貨物の輸出に要する経費		
補助額 及びその算定方法 又は補助率	対象条件	補助金の額	
		算定方法	1社当たり限度額
	新潟港からの新規輸出	1TEU当たり10,000円	500,000円
新潟港を継続利用し 前年度比10TEU以上増加	増加分1TEU当たり 10,000円	500,000円	
<補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 新潟港と京浜港との海上輸送費等の差額を補助し、新潟港の利用促進を図るため。			
開始時期	令和3年 4月1日		
評価の時期	令和5年 9月30日		
終 期	令和6年 3月31日		
	(終期が3年を超える場合の理由)		
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市の助成を受けているという内容の文言を掲載、同内容を取引事業者等との取引を通じてPR		
	〔媒体〕 補助事業者ホームページ、取引事業者等との取引を通じたPR		
担当部署	都市政策部 港湾空港課 電 話：025-226-2743 e-mail：kowanuko@city.niigata.lg.jp		